

大和市告示第81号

大和市介護予防ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市介護予防ポイント事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市介護予防ポイント事業実施要綱（平成25年大和市告示第135号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年大和市規則第4号。以下「規則」という。）第4条第2号ウに掲げる地域介護予防活動支援事業のうち、大和市介護予防ポイント事業（以下「本事業」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。